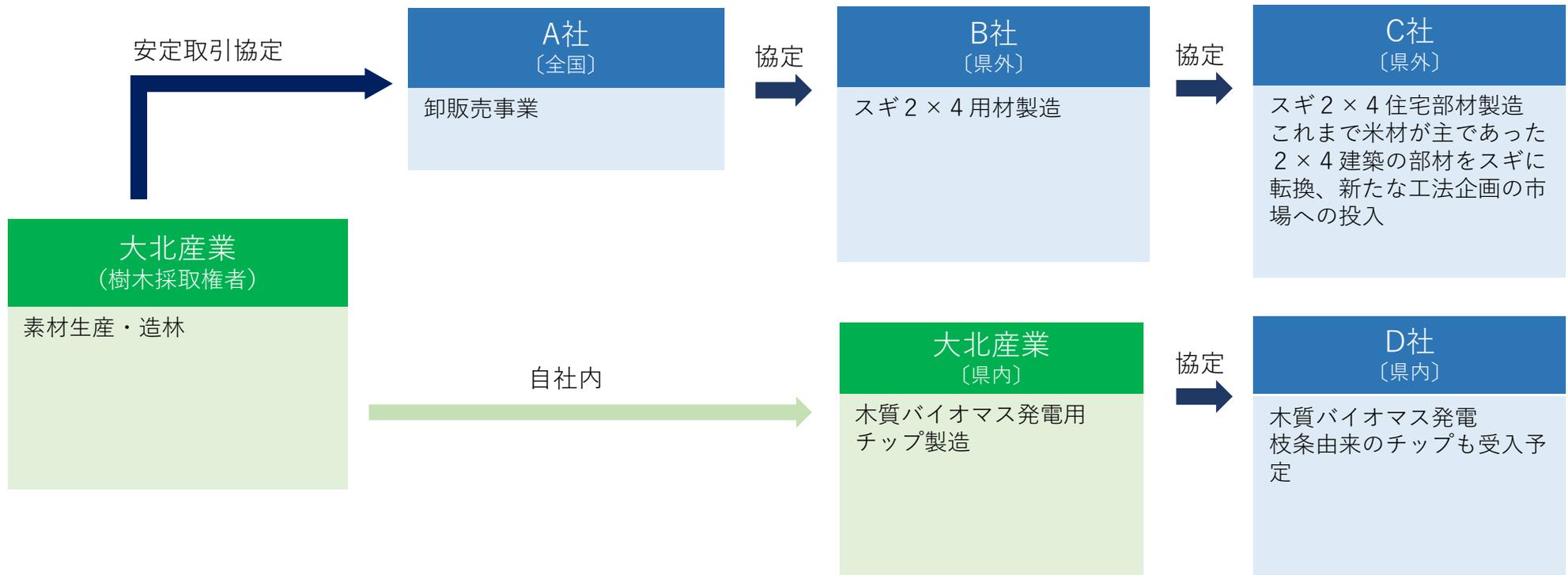


樹木採取区から供給された木材は、

- ・ 一般材については、流通業者を経て、県外で2×4用材に加工後、外材から国産材へ転換する建材メーカーに供給（新規需要開拓の内容：国産材の利用が少なかった分野における需要開拓）
- ・ 低質材については、樹木採取権者が自社のチップ工場で燃料用チップを製造し、県内のバイオマス発電所へ供給（新規需要開拓：木材の利用が少なかった分野における需要開拓）



➡ : 協定取引

➡ : 自社内